**平成２５年（フ）第５６６号**
兵庫県姫路市飾磨区中浜町３丁目103番地ヴィレッジカリアⅢ202号、従前の住所兵庫県姫路市延末246番地２手柄コーポ１号館６－Ａ
破産者　安樂　洋一
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第４０５号**
大阪府東大阪市東石切町４丁目11番33号、破産申立時の住所奈良県生駒市東旭ケ丘６番４号
破産者　飯沼　宏子
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第４６７号**
奈良市大宮町１丁目４番21―402号
破産者　エクステリア斜木こと　斜木　一久
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第２２号**
熊本市東区長嶺東５丁目６番38―202号
破産者　笹井　利一
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２３号**
熊本市東区長嶺東５丁目６番38―202号、前住所兵庫県西宮市山口町名来２丁目23番30号福田方
破産者　笹井　綾乃
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第２０号**
北海道虻田郡真狩村字真狩124番地16
破産者　遠藤　清澄
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２６年（フ）第３号**
岩手県北上市上野町４丁目６番５号　ヴィヴェールハートＤ棟、旧住所岩手県北上市黒沢尻１丁目１番53号　レオパレスＣＯＳＭＯＳ110号
破産者　兎沢　　治
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２５年（フ）第２２３号**
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番８―102号
破産者　安田　光子
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２６年（フ）第２号**
神奈川県横須賀市安浦町１丁目５番地６　横須賀中央ダイカンプラザ205
破産者　石倉　清人
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２５年（フ）第４３５号**
相模原市緑区根小屋1517番地12
破産者　高城　正弘
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第１８７号**
新潟県南魚沼市六日町2008番地１
破産者　上村　政司
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２５年（フ）第４３５号**
静岡県伊豆の国市南條1636番地の１
破産者　兼子　敏子
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２６５号**
静岡県浜松市中区高丘東２丁目20番７号　ツインタワーズ浜松605号、住民票上の住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目28番28号　大成葵ハイツＡ305号
破産者　阿部　　智
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第３１１号**
愛知県高浜市神明町８丁目８番地11　グリーンパーク神明１棟102号、前住所愛知県碧南市神有町７丁目60番地
破産者　佐藤　秀明
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第４６７号**
愛知県安城市朝日町23番２号　カインドネス安城寮307、前住所愛知県刈谷市一色町２丁目２番地１　雇用促進住宅重原宿舎１棟103号
破産者　川嶋聡次郎
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２５年（フ）第３７２号**
滋賀県野洲市近江富士５丁目４番７号
破産者　畑中　五郎
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１１２１号**
京都市中京区壬生馬場町19―３　デトムワン二条城南602号室、住民票上の住所京都市下京区東洞院通塩小路上る東入東塩小路町556番地　ホワイトホテル
破産者　伊藤　雅夫
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３９８号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番23―305号
破産者　山本　晃三
1　決定年月日　平成26年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係